

別表 3

## 大学院生の活動、来学者等の移動についての方針

	大学院生の学術活動	来学する非常勤講師	来学する教職員の学術活動、学 内運営活動の関連者 学内運営活動関連とは ①委員会活動に関連、 ②施設維持管理に関連。 ③その他に関連	その他の来学者
6月1日～6 月18日	△及び条件付き○ ※ 県境を越える学術活動 は自粛 ※ 県境を越えない場合 は、指導教員の了解が あることを前提とし、 行き先の了解、行き先 の感染予防対策が整っ ていると判断できる場 合は可とする（指導教 員の慎重な判断が必 要）。	×⇒○ ※ 6月14日までは遠隔で行うこ とを原則とし、6月15日以降は来 学を可とする。 ※ 非常勤講師が校内に最初に立ち 入る際には受け入れ担当者が感 染防御の観点から諸注意を説明 する。 ※ 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、 神奈川）、北海道在住の者は、なる べく遠隔での打ち合わせ、講義を 行う。	○ ※ 受け入れ者が明確な場合は原則 校内立ち入りを可とする。 ※ 感染防御の観点から来学中は責 任ある者が原則付き添う。 ※ なるべく来学を避ける他の方法 を追究する。 ※ 一部首都圏（埼玉、千葉、東 京、神奈川）、北海道からの移 動者である場合には原則不可。	場所限定で○ ※ 立ち入りは原則管理棟 G 階のエントランスホール までとし、来学目的の内 容によってその先の立ち 入りを可とするかを判断 する。 ※ 図書館利用だけが目的の 来学者は当面不可とす る。
6月19日～ 7月9日	条件付○ ※ 指導教員の了解があれば県境を越える活動も 可。	○ ※ いずれの都道府県からの来学も 可とする。 ※ 非常勤講師が校内に最初に立ち 入る際には受け入れ担当者が感 染防御の観点から諸注意を説明 する。	○ ※ 同上。ただし、一部首都圏、北 海道からの移動者に対する配慮 は必要としない。	
7月10日～ 7月31日	※ それ以外は同上。			